

令和4年1月27日

池田町長 甕 聖章 様

池田町行財政改革推進委員会
会長 山沖 義和

行財政改革に関する第二次答申

本委員会は池田町行財政改革推進委員会設置条例（令和3年池田町条例第11号）に基づき設置され、池田町長からの諮問書（令和3年5月28日付3企町第47号）を受けて以降、行財政改革に関する検討を進めています。

池田町が現下に直面する厳しい財政状況を脱却するにあたり、歳出構造の抜本的な是正が求められています。本委員会では、職員数・人件費の削減及び役場体制の見直し等について第一次答申を提出したところですが、組織・機構の改善に向けては附属機関・農業委員会や議会に関する検討も欠かせず、引き続き諮問事項1「組織・機構の改善に関すること ②行政委員会等の適正化」について審議を進めて参りました。

附属機関においてはその機能向上を図るべく、今後は機関の統合を進めるほか、委員の任命数を見直すことが有益と思われれます。農業委員会においては農業の担い手不足を解消し、持続可能な農業を推進するため、その機能強化と効果的・効率的な業務遂行に向けた見直しが求められます。さらに、議会においては他の町村と同様、議員のなり手不足や議会に対する町民の関心低下といった課題に直面する中、その克服に向けた対策が求められています。

本答申を下記の通りまとめましたので、確実に実施されるよう要望します。なお、本答申は行財政改革の観点から町長へ提出するものではありませんが、議会に関する部分については二元代表制の趣旨を踏まえて前向きにご検討されることを期待します。

記

1. 附属機関に関して取り組むべき対策

附属機関のあり方を再検討するにあたって、①引き続き業務の推進が求められる機関については「存続」、②当初の意義・役割を果たし終えた機関については「廃止」、③一体化を通じて機能向上が期待される機関については「統合」を行うとともに、委員任命数のスリム化を図ることを基本とする。

(1) 附属機関の統合

一体化を通じて機能向上が期待される附属機関について統合を行う。例えば、以下の機関については統合の検討を行う。

- ① 農業問題協議会、農業振興地域整備計画審議会、農業構造政策推進協議会
- ② 放課後子ども総合プラン運営委員会、学びの郷活性化委員会
- ③ 子ども・子育て会議、青少年問題協議会
- ④ 図書館協議会、浅原六郎文学記念館協議会
- ⑤ クラフトパーク運営協議会、美術館運営協議会、創造館運営委員会

(2) 委員の任命数の削減

附属機関の任命数について、原則として10人以下とする。(現行で10人以下の機関についても再度、その必要性を検討する。)ただし、研修業務や普及活動等により10人を超えた人数を任命する場合は、その必要性について根拠を明確にする。例えば、以下の機関については任命数削減の検討を行う。

- ① 防災会議
- ② 国民保護協議会
- ③ 移住定住推進協議会
- ④ 新型インフルエンザ等対策本部

2. 農業委員会に関して取り組むべき対策

農業委員会の制度改正(平成28年施行)により、農地利用最適化推進委員が新設され、農業委員会の機能強化が求められているところであり、農

地利用の最適化と持続的な農業を推進する上で、農業委員会及び委員の地域活動の重要性が一層高まっている。農業委員会のあり方を再検討するにあたっては、町の財政状況を踏まえて委員数の削減を図る一方、あわせて農業委員会の機能強化や効果的・効率的な業務遂行を図ることが肝要と考える。

(1) 委員数の削減及び報酬の検討

行財政改革を推進するにあたり、農業委員及び農地利用最適化推進委員の委員数は現在 16 人のところ、次期改選時（2025 年）に 14 人とする。また、次期改選時以降の報酬については、委員の役割強化の取り組みを踏まえて、適切な時期に検討する。

(2) 農業委員会の機能強化

農業の担い手不足を解消し、持続可能な農業を推進するため、農業委員及び農地利用最適化推進委員が引き続き「人・農地プラン」の充実に貢献し、各地区において担い手の確保や農地の保全・集約化を進めるとともに、町や JA 等と連携しながら地域活動の強化を通じて、農業委員会の機能強化を図る。

(3) 地区割の再検討

申請・仲介件数などで地域差が生じている状況を踏まえ、委員間の業務平準化とそれによる効果的な業務遂行を図るべく、実態に即して委員の地区割を再検討する。

(4) 業務の効率化及び実態把握

農業委員会における運営の効率化を図るべく、農業委員会総会及び農地利用最適化推進会議の同日開催を進める。また、農業委員会の機能強化と効果的な業務遂行に向けて、委員の業務について定量的な実態把握を行う。

3. 議会に関して取り組むべき対策

議会自らが議会活動の充実に着手し、その魅力を高めるため、議員のなり手不足解消に向けて議員定数の削減及び議員報酬の増額を図るとともに、議会に対する町民の関心向上に一層努めることが肝要と考える。

(1) 議員定数の削減

議員定数を 10～11 人へ削減することについて検討する。

(2) 議員報酬の増額

町の厳しい財政状況を踏まえ、議員定数削減の範囲内で全議員を対象に報酬を増額することについて検討する。その際、若手議員の増加にも配慮し、メリハリをつけた報酬増額を検討することも有意義である。

(3) 議会に対する町民の関心向上及び議会の機能強化

議会においては議会基本条例の内容を着実に実施し、議会に対する町民の関心向上に一層努めるとともに、議員活動のサポート強化を進め、議員のなり手不足解消を図る。例えば、報告会・懇談会の充実、模擬議会の開催、政策サポーターの導入、議会事務局の強化、兼業・請負禁止規定における禁止範囲の明確化などについても検討する。

(以上)